

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議事係 |
| | | | | | |

| | | | |
|--|---|-----|----------|
| 総務常任委員会会議録 (11年4定) | | | |
| 日 時 | 平成11年12月20日(月) | 開 議 | 午後 1時00分 |
| | | 散 会 | 午後 4時28分 |
| 場 所 | 第 2 委 員 会 室 | | |
| 議 題 | 付 託 案 件 | | |
| 出 席 委 員 | 次木委員長、佐々木(勝)副委員長、横田・新谷・見楚谷・北野・中畑・佐々木(政)・斉藤(陽)各委員 | | |
| 説 明 員 | 教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、消防長、監査委員・選挙管理委員会両事務局長 ほか関係理事者 | | |
| 別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;">書 記</div> | | | |

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に見楚谷・北野両委員を指名。付託案件を一括議題とする。

この際、理事者より報告を求める。

「消防署最上出張所の廃止について」

消防長

現最上出張所は、昭和9年、当時消防本部庁舎が花園1丁目花園十字街角地に位置していたときに、山手地区の市街地形成に応じ、現在地に第三派出所として配置したところであるが、建物の不燃化が進み大火等の発生が見られなくなったこと、幹線道路の整備が進むにつれ除排雪が徹底し消防車輛の走行がスムーズになったこと、通信手段が整備され火災通報も火災報知器から119番の加入電話通報でより早い出動体制がとれるようになったことなど、消防活動をめぐる環境は大きく変化している。一方、消防車両や消防資機材についても、以前にもまして性能の向上が図られていることや、消防水利の整備が進む等消防力が向上したことによって、より早い放水活動が可能になり、消防戦術が大きく変わってきたところである。したがって、消防活動の範囲が拡大した状況の中で、最上出張所と本部庁舎にある花園出張所との距離がわずか870メートルと至近距離にあることから、消防署と花園出張所において最上出張所管内をカバーできる状況にあるので、平成12年4月当初をもって最上出張所を廃止することとした。

委員長

議案第6号「小樽市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案」、第7号「小樽市旅費条例の一部を改正する条例案」及び第27号「小樽市職員の育児休業等に関する条例及び小樽市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」について

職員課長

議案第6条については地方公務員法第29条の一部改正に伴い該当条文が変わり、所要の改正を行うものである。第29条の中に新たに外郭団体等に勤務することになった職員や退職後再任用されている職員に対しても、その職員の在職期間中の責任を問うことができる旨の条文が追加された。議案第7号については、従来行っていた課長職以上と係長以下の級別による旅費支給方法を改め、一本化するとともに日当や宿泊料の額の見直しを行ったものであり、同時に関係するその他の条例も改正するものである。議案第27条については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、従来育児休業中の職員に支給されていなかった期末・勤勉手当を支給するものである。公営企業に従事する職員についても同様に改正する。

委員長

議案第9号「小樽市税条例の一部を改正する条例案」について

市民税課長

平成11年度税制改正により地方税法等が改正されたことに伴うものであり、12年1月1日から施行される事項について所要の改正をするものである。固定資産税については新築住宅に対する軽減措置の価格の制限が廃止されたことに伴い、被災者の新築住宅に対する軽減措置についても同様に価格の制限を廃止するものである。固定資産評価審査委員会については従前当該委員会が行う審査事項については固定資産課税台帳に登録された事項であったが、登録された価格に改めるとともに、委員の構成割合等の制限を廃止する等所要の改正をするものである。延滞金の割合の特例については現行年7.3%が適応される部分について当分の間前年11月30日の公定歩合の割合に4%を加えた額が年7.3%に満たない場合、その割合を延滞金の割合とする特例の附則を設けるものである。

委員長

議案第10号「小樽市税外収入徴収条例案」について

(総務)総務課長

税以外の公法上の歳入についての督促、滞納処分等については地方自治法第231条の3に基づき、税外収入徴収条例で規定し、延滞金の割合についても地方税法に準じて定めていたが、地方税法の一部改正があったためこれに準じ延滞金の割合の特例措置を規定するものである。また、新条例では条文の移動を伴っているため、これを準用している下水道事業受益者負担に関する条例、市営住宅条例を附則において改正するものである。

委員長

これより質疑に入る。

新谷委員

原発防災対策について

東海村の臨界被曝事故が起こり、日本共産党は、泊原発安全総点検をすること、市の防災計画を策定すること、泊原発3号機建設に反対することを市長に申し入れた。泊原発1・2号機の安全性は確認したか。

(総務)長瀬主幹

泊原発1・2号機の安全性について道に確認したところ、10月22日に安全協定に基づき立ち入り調査を実施しており、結果は10月27日に公表するとのことである。

新谷委員

現在、道の防災対策では周辺10キロに限定しているが、東海村の事故では安全神話が崩れた。米国ではスリーマイル島の事故を教訓に周辺16キロ以内を原子炉から放出された放射能雲による全身被曝危険水域とし、80キロまでを水源対策や食糧対策の範囲にしている。万一の場合の市独自の対策を考えるべきと思うがどうか。

(総務)長瀬主幹

日本の原子力発電は国の施策で行われているが、8～10キロを目安とした重点的安全対策の実施は国の原子力安全委員会の指針であり、日本で原子力発電所が設置されている地域においては最大10キロの範囲の中で防災対策の措置を講じていると承知している。

新谷委員

それは安全を前提にしていると思う。市は放射能の測定器1個と防護マスク10人分しか用意していないとのことであるが、ヨウ化カリウム錠剤等の用意はしていないのか。

(総務)長瀬主幹

現在のところ市の地域防災計画の中では原発に対する防災対策は想定していないが、道の地域防災計画の原子力関係の防災対策の中で、例えば防護服やヨウ化カリウム錠剤等を準備しており、錠剤については緊急時の要請を受けて医師が事故現場に行くことなどを想定して保健所に若干割り当てされていると聞いている。

新谷委員

諸外国において、例えばスウェーデンでは2012年までにすべての原発を廃止することになっており、スイスでは1990年から凍結、ドイツでも廃止の方向に進んでいる。

日本だけがこれから20機も原発を作ろうとしており、その中に泊原発3号機も入っている。安全神話が崩れたのだから、市として建設中止を申し入れるべきではないのか。

総務部長

市長への手紙でも泊3号機について質問があったが、これについて市長は「原子力発電については長期的な燃料供給の安全性や発電コストの他、地球温暖化の抑制、いわゆる二酸化炭素の排出抑制効果が挙げられる一方、高レベル放射性廃棄物の処理問題が未解決なものと認識している。泊原発3号機問題についても電力需要や安全性が道

民全体の問題である以上、幅広い議論が必要であり、そのためには北電からの情報提供が必要不可欠と考えている。いずれにしても道民にとって難しい問題なので、慎重にその推移を見極めたい」との考えである。

新谷委員

現在原発を推進する機関と監視する機関が別々ではないことが事故を招く原因だと思う。全国市長会に別々の機関を設置するよう申し入れるべきではないか。

総務部長

後志管内の計画では10キロ以内ということで対象になっていないが、東海村の事故もあり、道や国でも原子力発電についての防災の考え方を改めてどう捉えるかということが議論されており、よりよい方向に進んでいくと認識している。

新谷委員

放課後児童クラブについて

社会教育部・市民部・福祉部の3つの所管に分かれているのは何故か。

(総務)総務課長

国のレベルでは、厚生省が児童福祉法の改正に伴いその中に事業を位置付けたが、実態は利用施設として教育委員会の施設が多く、また、事務分掌上は市民部青少年女性室に位置付けられている。また、厚生省との関係で児童家庭課も一部所管している。補助事業等は教育委員会が窓口になっているが、それぞれ事業の経緯・経過があり、それぞれの窓口で業務を行っているのが実態である。

新谷委員

それぞれの運営方法も違うと思うがどうか。

(総務)総務課長

利用時間や内容についてそれぞれ違いがあると承知している。

新谷委員

最近学校の空き教室を利用した放課後児童クラブに通っている子供から楽しくないという声が出ている。学童保育のあり方が問われると思うが、ただ子供を預かるだけでなく、楽しく過ごせることも大切である。そのための研修会等も行っていると思うが、どのように取り組んでいるのか。

社会教育課長

年1回指導員の研修会を行っており、昨年は移動女性大学に指導員全員を参加させて研修した。内容として、「女性のための身近な法律相談」と、道警の少年心理専門家による「非行から見える子供と親」をテーマにした講演会に参加した。今年は退職校長会の先生による「児童・生徒の心理について」と「防災に関する知識と実務」をテーマに講習会を開催している。

新谷委員

教育委員会ではそのような取り組みをしているが、市民部は全道の学童保育の研修会等に交通費や参加費を補助して参加させている。教育委員会も費用を補助するなどを含め、参加させていくべきだと思うがどうか。

社会教育課長

確かに指導員の資質を向上させるのは大切なので、市民部で参加している研修の内容等を確認して研究したい。

新谷委員

所管を超えた指導員同士の交流や研究会等は考えているか。

社会教育課長

これまでは所管を超えた研究会等はなかった。それぞれ勤務時間等が違う中でどのような形で実現できるかわからないが、それぞれの所管と協議して実現に向けて努力したい。

新谷委員

保育終了時間4時30分について、もう少し延長できないかとの要望があるがどうか。

社会教育課長

年1回の放課後児童クラブの親の会でもその話が出ているが、学校の管理運営に支障がない範囲で利用していることもあり、そのことを話して理解いただいている。

新谷委員

窓口の一本化を検討しているとのことであるが、今後の見通しを示せ。

(総務)総務課長

いろいろな経緯・経過があり、即座に一本化するの難しい部分もある。総務部が中に入って各部と協議し実態を把握しながら調整できるものであれば調整したいが、一方、利用の実態が違うこともあり、それぞれの所管が年数回集まって、所管を超えた交流等について調整しながら続けていくことも睨みながらもう少し検討したい。

新谷委員

学校給食の安全性について

発癌性のある残留農薬や遺伝子組み換え食品が大きな問題になっているが、子供たちには安全な食べ物を提供しなければならないと思う。同時に安全な地元の農産物を食材にしたところ、野菜嫌いの子供が食べられるようになったり、農産物や農業に関心を持つなど、給食そのものが教育として位置付いているとの報告が各地からなされている。安全でおいしい食品は地元産でという方式や産地から直接仕入れる産直方式が各地で広がっているが、これに対してどのような考えを持っているか。

学校給食課長

確かに産地直送や地元産の野菜は新鮮であり、無農薬や減農薬で残留農薬が非常に少ないなど利点があるが、量の確保や価格などの問題もある。我々も子供たちの食材の選定に当たっては危険のないものを基本に考えたい。

新谷委員

単独校と共同調理場とそれぞれどの位の割合で地場産のものを使用しているか。

学校給食課長

単独校と共同調理場をあわせ、生野菜は100%国内ものであり、その内道産品としてじゃがいも87.5%、玉ねぎ72%、ほうれんそう60%等かなり高い率で道産品を仕入れている。

新谷委員

量の確保の問題は確かにあるが、地元の農家と無農薬・減農薬の野菜を提供してもらうように提携することは可能か。

学校給食課長

契約栽培も含めた話だと思うが、農家と直に契約するとなると、量の確保や流通経路、その日の朝に仕入れができるかなどいろいろな問題があるが、単独校は量も少量なので可能かどうか研究したい。

新谷委員

地元の活性化や経済効果にもつながるのでぜひ検討してほしい。また、日本は遺伝子組み換え食品に対する規制が諸外国に比べて遅れており、大豆は約97%が米国からの輸入で、遺伝子組み換えの割合が非常に高い。醤油等は米国産の大豆を9割以上も使用している状況だが、表示の義務もないため、不安を感じる人も多い。給食ではどのような醤油を使っているか。

学校給食課長

米国産で表示されていない大豆を使用している。

新谷委員

それは遺伝子組み換え食品か。

学校給食課長

遺伝子組み換えの証明書を求めている業者もあるが、我々はまだそこまでやっていないので遺伝子組み換えのものかどうか分からない。

新谷委員

ポストハーベストの問題で全国農民連の分析センターの調査結果では米国産有機栽培の醤油から発癌性のある農薬（フェニトロチオン）が検出されている。ポストハーベストの問題についてどう考えるか。

学校給食課長

確かに残留農薬の多いものを原料に使うのはあまり好ましくないと考えている。

新谷委員

十勝や帯広の学校では十勝大豆や十勝小麦を原料とした醤油を使っており、価格はやや高くなるが、パンも道産小麦を使用したものを年12回程度提供している。部分的・段階的にでも安全なものを提供することはできないか。

学校給食課長

道内産100%の醤油ということであれば研究したいが、それが給食費や保護者の負担にはね返る可能性もあるのでそれらも含めて研究し、やれるところからやっていきたい。

新谷委員

学校給食の食器について、現在どのような材質のものを使用しているか。

学校給食課長

副食のカップと皿はポリプロピレン、米飯給食の食器はポリカーボネートである。

新谷委員

ポリカーボネートは少しの熱でも環境ホルモンの有害物質であるビスフェノールAが溶け出すということで成長期の子供に使うのは問題があり、ポリプロピレンは発癌性があるとされている。例えば強化磁器食器等に取り替える考えはないか。

学校給食課長

より安全性の高い食器の確保ということで現在使っている食器に替わるものとして何がよいのか検討している。強化磁器食器についても現在の食器と比較してクリアしなければならない問題が多々ある。国の調査などの動向を慎重に見極め、また我々も庁内検討委員会の中でもそれらの問題について検討しているので、もう少し時間をいただきたい。

北野委員

剰余金の取り扱いについて

小樽港縦貫線の見直しにより余った部分は減債基金に戻すことになったが、その法的根拠を示せ。

財政課長

今回の場合は基金の取り崩しの額を減額したという形になる。法的な取り決めはないが予算計上して行っている。

北野委員

決算で確定する前の基金の出し入れは自由にできるということか。

財政課長

基金から出すのは歳入予算になるので予算がなくてもでき、基金に積み立てるのは歳出予算になるので予算計上しなければできない形になる。しかしながら我々はどちらにせよ補正予算という形をとって議会の承認をいただいている。

北野委員

地方自治法第233条の2、地方財政法第7条を見ると、各会計年度決算で生じた剰余金は但書きに基づいて基金に編入できるとなっているが、これが根拠ではないのか。

財政課長

確かに前年度に剰余金が生じるとその2分の1以上は財政調整基金に積むのが地方財政を運営する上での基本であるという趣旨でそのような取り決めがある。我々は毎年度剰余金が生じても必ずその年度中の財源として使わざるを得ず、一度財政調整基金に積んでもすぐ取り崩さなければならないという状況があるので、今のところ法の趣旨に従った処置は残念ながらとっていない。

北野委員

地方自治法の233条の2の但し書きでは「条例の定めるところによる」となっているが、小樽においてはどのようなになっているのか。

財政課長

その部分を規定するには条例で定めるとなっていると思うが、今手元に資料がないので後ほど確認したい。

北野委員

決算上剰余金を生じたときは翌年度の歳入に編入しなければならないとなっており、但し書きで、条例がある場合は繰り越さないで基金に編入することができるとなっている。

基金に入れないで運用するのであれば、どのような条例に基づいているのか。

財政課長

233条の2で、翌年度の予算に編入しなければならないという基本原則に基づいて予算計上して編入しているが、但し書きでは条例があれば基金に入れてもいいとなっている。しかし我々はそのような条例を持っていないので、翌年度の予算に繰り入れている。

北野委員

地方財政法第7条第1項に「剰余金の2分の1」とあるが、これはどのように計算しているのか。

財政課長

一般的に決算の剰余金が確定するのは3定であり、第7条第1項に照らせば10年度の剰余金の処理に当たっては翌々年度、すなわち平成12年度の予算までに措置すればよいとなっている。

北野委員

我々は減債基金に入れないで例えば介護保険の財源に充てるべきと主張しているが、これは法的に問題ないと理解してよいか。

財政課長

その通りである。

北野委員

総合運動公園構想について

テニスコートや野球場、ジャンプ台、陸上競技場等が構想に盛り込まれていたのは必要だったからだと思うがどうか。

社会教育部長

現施設がある中で、それらを踏まえつつさらに充実させるという観点であったと思う。

北野委員

総合運動公園構想に施設の新設を盛ったが、総合運動公園構想による施設の整備は断念したとのことであった。同構想はジャンプ台を除いて断念するということがか。

社会教育部長

その通りである。

北野委員

社会体育課長が答弁したように、サッカー・ラグビー場については、からまつ公園の駐車場が手狭で付近住民に迷惑をかけているので、望洋台の総合運動構想の敷地をひとつの案として検討しているということで確認してよいか。

社会教育部長

現在のサッカー・ラグビー場は現施設を改善できるかという問題も含めて検討すると、よそに移したいということである。

北野委員

移した場合、現在のからまつ公園はどうするのか。

社会教育部長

サッカー・ラグビー場が2面あるが、できれば1面は残したいと思っている。跡地利用については移設することが決まった段階で検討したい。

北野委員

総合運動公園構想の内ジャンプ台は実現しているが、その他4つの施設は既存施設の改善・改修で対応するならば、両翼が狭く、場外にボールが飛んだときに非常に危険である桜ヶ丘球場の抜本改修は考えていくと理解してよいか。

社会教育部長

基本的には現在の野球場をそのまま使っていきたいが、その中で今後改善を要する部分があれば関係団体とも協議しながら検討したい。

北野委員

桜ヶ丘球場の両翼が狭いと関係者から指摘されているのは承知していると思うが、望洋台に検討した野球場は両翼何メートルになっているのか。

社会体育課長

今資料を持っていない。

北野委員

総合運動公園構想に基づく野球場の新設が断念されて既存施設で対応するというのであれば、ここを抜本改修すべきではないか。それともここはこのまま使い、別なところに土地があれば新設も考えるということか。

社会教育部長

基本的には現在の野球場を使っている。改修は必要な部分やできるかどうかを関係者の意見を聞きながら検討したい。

北野委員

両翼を広げたり背後地の安全を確保することについて改修の要望が出ているが、教育委員会はどのように認識しているのか。

社会体育課長

我々もどのようなことが可能か検討しているところである。

北野委員

体育館も新たに新設することになっていたが、これは既存施設をそのまま使うのか。

社会教育部長

現在の体育館を今後とも維持していきたい。

確かに統廃合の基準について示されたが、これはあくまでも中間報告であり、最終的には地域の声を聞きながら年度末を目途に計画するとのことであるので、仮にその会議の中で小樽市に影響がある統廃合の話が出た場合は小樽市の考え方を伝えたい。

北野委員

反対だと言うのか。それとも仕方がないと言うのか。

学務課長

我々にも中間報告が来ているが、どのように解釈したらいいか道教委に確認したい部分も何点がある。具体的には、この中間報告では、3クラス以下の高校を今後統廃合の検討としていきたいというものであり、小樽には3クラス以下の高校はないが、対象として同一市町村という言い方と同一通学圏という言い方がある。同一通学圏というのが、学区のことなのか、例えば小樽と札幌など近い学区も含めて対象になるのかなどがはっきりしていないので、17日の会議はまずこの中間報告の内容を精査するのが前提になると思う。

北野委員

このような大事な問題なので、共産党としては17日の特別委員会をずらして市長・教育長がその会議に出席し、小樽の意見を述べてもいいと思っている。

教育長

17日の会議は中間報告の内容の説明であり、質問は受けるが意見表明までは至らないと道教委は考えている。私学高校の関係者、経済界の関係者等も参加することになっており、また終了後すぐに小樽市長と教育長に説明したいとのことであったので、その説明を聞いて、必要があれば地元の参加者と会議を持ち、情報収集に努め対処したい。

北野委員

17日は説明をするだけで地元の意見を述べる機会はなく、後日になるということか。

教育長

道教委は質問が主になると考えている。もちろんその中で出席者から意見が出る場合もあるかもしれないが、意見表明の第一の機会とは捉えていないと聞いている。

佐々木(勝)委員

総合運動公園構想について

現在、市民や関係団体から出されている既存の社会体育施設に対する要望・意見は施設毎に集約しているのか。

社会体育課長

社会体育施設についての要望は体育協会や各層各界から出されており、市長への手紙や各団体から要望文書が出されることもある。それぞれの施設をどのように改善したらよいか検討しているが、なかなか難しい状況にある。

佐々木(勝)委員

要望を整理しどのように応えていくのかという個別の検討会議はあるのか。

社会体育課長

教育委員会内部で検討会議をしており、庁内的にも会議を開いている。

佐々木(勝)委員

それらの会議には関係団体も参加しているか。

社会体育課長

改善に向けての会議は庁内だけであるが、いろいろな要望を聞く場合は外部の団体と話をすることが多い。

佐々木(勝)委員

総合運動公園構想のかわりとして手宮陸上競技場の改善に入ったが、手をつける順番をすべて組み立てたのか。

社会体育課長

我々としても順番を決めて考えているが、5～10年先のことを発表できる状況ではないので、今回はサッカー・ラグビー場について示したところである。

佐々木(勝)委員

サッカー・ラグビー場の次はまだ検討していないということか。

社会体育課長

まったく検討していない訳ではないが、予算上の問題等もありまだ庁内的に合意を得られていないなどまだ発表できる段階ではない。

佐々木(勝)委員

予算がないとできないことになる。

桜ヶ丘球場の利用者数を示せ。

社会体育課長

年間4,000～5,000人である。

佐々木(勝)委員

小樽の場合オフィシャル競技に耐えうる施設が少ないという声があるが聞いているか。

社会体育課長

市内の体育施設で公式大会ができないということはないが、多くの人が集まる大規模な大会はなかなか引っ張れないと聞いている。

佐々木(勝)委員

市内の人がスポーツを楽しむだけでなく、市外から人を呼んで街の活性化につなげる施設にすべきである。いろいろな事業を展開するにも最終的に予算が伴わないため計画倒れになることが多いと思うが、事業評価システムの検討はどこまで進んでいるのか。

(企画)濱谷主幹

どのような形がいいか検討中であるが、社会情勢が目まぐるしく変化する中で、21世紀プラン等で予定しているものでも取り組めなくなるものも出てくると思う。事業の緊急性・優先性等、事業効果等について十分分析して取り掛からなければならない時代になっているので、現在評価システムの検討段階であるが、来年は第2次実施計画策定の年であるので現在行っている第1次実施計画の状況を評価を加えて見極めて、第2次の策定に当たりたいということで作業を進めている。

佐々木(勝)委員

具体的な事業について洗い出しを行い、どのような要望があってどのように手をつけると解消できるかという評価システムの具体化に向けてぜひ取り組んでほしい。

社会教育施設について

現在の社会教育施設の利用者数と前年からの推移、対策、課題を示せ。

博物館長

11月末で入館者は70,982人であり、前年69,165人であるので若干増えているが、ほぼ昨年並みである。対策として、今のところ年度当初考えていた事業を進めていこうと考えている。課題としては、今年アンケート調査したところ入館者のほとんどが市外客であるので、市民による活用をどう実現していくかを考えなければならない。

図書館長

10年度20万392人に対し、11年度19万4,629人となっている。11月末比較で7,000~8,000人減少している。対策としてはいろいろな年齢層が利用するので、それぞれに対してさまざまな行事を企画している。今後の課題として図書館の登録者数は現在1万人程度なので、少なくとも人口比1割程度に増やしたいと考えている。

美術館・文学館副館長

平成10年度で、文学館が1万6,529人、美術館が1万7,408人であり、平成9年度と比較すると1,000人弱伸びている。今年度11月末現在では美術館で昨年度より200人増、文学館で800人減と記憶している。昭和27年の建物で非常に老朽化が進んでおり、市長への手紙の中でも空調設備の設置を求める声が多く、今後の課題と考えている。また、両館とも収蔵庫が手狭になっており、分庁舎の中でスペースが確保できないか検討している。

青少年科学技術館長

利用者は過去10年間微減傾向が続いている。昨年度4万7,200人、今年度は12月現在で概ね4万人程度となっている。科学館もかなり老朽化しているが、少子化や市民ニーズの多様化により利用者の減はある程度仕方がないと考えている。今後の対応としては、従前は常設展示やさまざまな企画・実験・実習講座等にウエイトを置いているが、ここ数年はそれにプラスして各種教育団体に我々が向いて実施する事業に力を入れたいと考えている。課題としては、科学館のイメージとして超近代的な設備をそろえたいがなかなか難しいので、企画・実験・実習講座に力を注ぎたいと考えている。

生涯学習プラザ館長

平成7年8月にオープンして以来年々利用者は増加しているが、10~11年度の中で見直しをかけて市の会議や校長会等、貸し出し方法を変えており、若干利用者数が減少している。11月末現在で比較すると、平成10年は3,144回、5万2,571人の利用に対し平成11年は2,988回、4万7,531人となっている。ただ、貸し出しは市民優先であり、使用料は268万5,000円から276万円と若干増額している。課題としては利用者の意見を聞きながら、より喜ばれるような館にしたいと考えている。

佐々木(勝)委員

施設・設備の充実に努めてほしい。

市職員の採用について

現在の職員の配置状況を示せ。

職員課長

12月1日現在病院の648名を含め市長部局で1,631名、教育231名、消防286名、水道137名、その他27名を含めて2,312名であり、昨年同時期と比較すると45名減となっている。今年度は医師・看護婦等を含め18名が退職しており、また、本年度は事務職を採用していないので医師・看護婦・その他技術雇員等を含め41名採用している。

佐々木(勝)委員

就職難が続く中、今後の採用計画はどのように考えているのか。

職員課長

事務職員についてはすでに2次試験を終えており7名が内定しており、また、肢体不自由児訓練室の欠員があり、来年度に向けて理学療法士を1名内定している。作業療法士・保健士も昨日試験を実施している。土木・建築職については来年度採用しないということで整理しており、看護婦については病院で退職に見合う分を採用している。雇員ということで技能労務職の採用については伍助沢の埋め立てが終了して廃止になる、あるいは新光共同調理場で給食施設の改修を行っているなどについて、まだ組合と話し合いを続けているところであるので、それらも精査

しながら進めたい。

佐々木(勝)委員

地元採用はどのような状況か。

職員課長

いろいろな地域から申し込みがきているので、特に地元に限らずさまざまな条件の中で適正な人材を確保している。

佐々木(勝)委員

避難訓練について

11月2日に庁舎内の避難訓練が行われ、消防署の評価は90点であったと聞くと、自衛消防隊とはどのようなものか。

(総務)総務課長

各施設の各階層ごとにそれぞれの責任者を決め、訓練等をする場合に班編制により行動するものである。

佐々木(勝)委員

マニュアルはできているのか。

(総務)総務課長

小樽市消防計画の中に防火活動などさまざまな訓練がある。例えば今回訓練は総合訓練であるがこれについては一定のマニュアルがある。

佐々木(勝)委員

次年度以降の計画はあるのか。

(総務)総務課長

訓練にはいろいろな種類があり、部分訓練等は年に数回計画の中で位置づけている。総合訓練の場合だと計画の中では10月末までにとっており、市内の消防週間とあわせる形で行っている。今回はたまたま11月になったが、今後は10月末を目指して引き続き続けていきたい。

佐々木(勝)委員

総合的な学習の時間について

新学習指導要領において総合的な学習の時間が創設されるが、この背景と目的を示せ。

指導室長

平成14年度からの完全実施となっているが、通知によれば来年度から積極的に取り組むべきとされている。新学習指導要領は、豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成する、自ら学び、自ら考える力を育成する、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実する、特色ある学校づくりを進める、という4つをねらいとしているが、その中で、地域や各学校において創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開できる時間、あるいは自ら学び自ら考える力等、生きる力を育成することができる時間という背景の中で創設されたものである。ねらいとしてはよりよく問題を解決できる資質や能力を育てる、あるいは学び方やものの考え方を身に付け、自己の生き方を考えることとなっている。

佐々木(勝)委員

ボランティア的なことを積極的に行う学習と聞かえるが私はそう考えていない。どう教えるか、何を教えるかが学校の最大の課題と思うが、地域にあった取り組み方を考え、生きる力に結びつけることが重要だと思うがどうか。

指導室長

総合的な学習の時間は教科書もなく、内容も各学校で自由なので、あくまでも各学校が児童・生徒の実態、地域の実態を鑑みて何がふさわしいか十分検討した中で進めるものと考えている。また、我々は基礎学力の向上が重要

であり、その発展の中に総合的学習の時間があると考えている。

佐々木(勝)委員

学校適正配置計画について

学校適正配置計画実施計画の策定に当たっては十分地域住民や関係団体、現場の声を吸い上げながら進めるべきと思うが、特別委員会での議論の経過と今後の進め方を示せ。

学校教育部長

我々は、適正配置に対する基本方針、実施方針、実施に対する考え方、の3つの考え方を示している。この審議を通じて適正配置計画策定に必要な議論は特別委員会でなされていると考えており、また、この3つの考え方を学校や保護者・地域に説明しており、部分的に学級人員の問題等もあるが、適正配置そのものは教育条件の向上が目的であるので、大きな反対はないと認識している。同時に適正配置に対して高い関心があるので、様々な意見等も寄せられている。それらを考えると実施計画はできるだけ早く提出したいと考えており、1月の特別委員会開催を交渉したいと考えている。実施計画はその特別委員会で公表後、各関係団体に説明し、理解と協力を得ながら進めていきたい。

佐々木(勝)委員

案として提出し、地域住民や関係者等のさまざまな意見を吸収しながら進めていくのが手順だと思うがどうか。

学校教育部長

計画は議案として決定するものではなくあくまでも案として示し、議会での審議や学校・保護者・地域の意見・要望を踏まえながら、最終的に教育委員会で決定したい。

斉藤(陽)委員

小・中学校の大規模改修について

学校大規模改修の計画は学校適正配置に関連して変更されるのか。

(学教)施設課長

年次計画的に整備を進めており、新年度についても改修について検討している。まだ適正配置対象の校名が明らかになっていないので関連するかどうかは明らかにできない。

斉藤(陽)委員

銭函小学校は教室が不足し、プレハブ教室で授業をしている実情もあるので、必要とされる大規模改修は遅らせることのないよう着実に進めてほしいがどうか。

学校教育部長

大規模改修は従来から行っており、新年度予算でも委員の趣旨を踏まえ引き続き行っていきたい。

斉藤(陽)委員

緊急地域雇用特別交付金事業について

この事業の平成12年の予定ということで、図書館の寄贈資料整理事業と、美術館の収蔵作品情報提供整備事業、博物館の資料目録作成調査整備事業があるが、これはそれぞれどのような内容で、どの程度の雇用創出があり、金額的には幾ら程度か。

図書館長

一般市民から寄贈を受けている図書資料約3,000冊について、ラベルやブックカード・ブックポケットの整備、図書館印の押印、書名目録の作成等の整備をする。1人が124日間で整備を行い、事業費は108万円を予定している。

美術館・文学館副館長

美術館の収蔵作品情報提供整備事業として、現在所蔵している作品や資料をパソコンの情報としてデータベース化し、市民が自由に検索できるようにするものである。雇用としては延べ424人日を考えており、事業費は約700万円を予定している。

博物館長

博物館の資料目録を将来的に作成するために現在ある資料を整理している。これまでは収蔵庫の整備事業として進めてきたが、これと関連する形で実施したい。雇用創出は440人日と考えており、事業費は800万円程度である。

斉藤(陽)委員

11年度の事業として、文学館は寄贈書籍整理事業をシルバー人材センター会員4名で11月10日から開始しているが、これは既に終了しているのか。

美術館・文学館副館長

11月10日から作業を開始し、実日数20日間で12月16日に終了している。

斉藤(陽)委員

新博物館構想について

21世紀プランの第1期実施計画でも検討するとなっているが、財源難で手付かずにいる。確かに今財源が厳しい中で新しいハコモノをつくっていくのは難しいと思うが、市民の社会教育ニーズに応えるためには、具体的な対応策を考えていく必要があると思うがどうか。

博物館長

このような経済情勢の中、なかなか進んでいないのが現状である。我々としても今できる限りのことをしたいと考えており、狭いスペースではあるが、常設展をやりながら特別展・企画展を開催しており、また、社会教育活動として講座を15回程度開催している。

そのほか、市民から資料を見せてほしいと要望があったときには貸し出したり、いろいろ活動をしている。収蔵資料の整理も進めている中で、今やっている事業をより充実させる形で考えている。ある程度資料の整理が終わった段階でそれらを市民に公開する方法等も考えていきたい。

斉藤(陽)委員

社会教育施設について

平成11年度社会教育予算について、施設毎の総予算額と現在の執行状況を示せ。また、資料調査費、展示・企画に係わる経費、施設整備費、施設維持補修費の内訳を示せ。

図書館長

総予算額は職員の給与費を除き4,373万3,000円となっている。図書資料整備費は1,400万円であり、その中で図書購入費が1,170万円、新聞・雑誌等の消耗品のなものが230万円となっている。今日までの予算消化率は約70%となっている。

博物館長

総予算額は、人件費を除き、2,838万9,000円となっており、その内施設整備として155万4,000円であり、主な内訳としては館内の害虫駆除のくん煙費となっている。そのほか、施設の維持として、春先に屋根の瓦を32万4,000円で修理している。また、今年はすがもりがあったので、18万9,000円でその修理をしている。

調査研究費については、ニセコの昆虫調査等のための旅費を若干計上している。

青少年技術科学館長

総予算額は1,828万円であり、特別展の開催経費200万円、展示資料の整備費112万円程度でコンピュ

ーターを整備している。また、展示場の一部改修として、展示していたソーラーカーで120万円、調査・研究費は通常の旅費等を運用している。

美術館・文学館副館長

美術館の総事業費は2,291万3,000円である。今年度特別展は2回開催しているが、1つは開館20周年記念として320万円の予算で開催しており、もう一つは、美術館も委員として参加した実行委員会形式で北海道放送と共同開催しており、同委員会への補助金が30万円となっている。施設整備費は65万3,000円であり、施設の維持管理費と毎年計画的に行っている各階の収蔵庫の薫蒸費である。調査・研究費は43万1,000円であり、内訳としては次年度の特別展等の調査・研究費(旅費)と年2回発行している美術館報の印刷・製本費である。

文学館の総事業費は2,038万3,000円であり、本年度の特別展開催経費が300万円である。施設整備費は34万円であり、展示室や収蔵庫等の蛍光管の取り替えを含めた維持管理費である。調査・研究費は39万2,000円であり、内訳は次年度の特別展開催のための調査・研究費と年2回の館報の印刷・製本費・郵送費である。

生涯学習プラザ館長

総事業費は職員給与を除いて2,514万2,000円である。施設整備費・調査費等は計上していない。特別展等も今年度は予定していない。主な内訳としては清掃委託関係費等約2,500万円、生涯学習推進事業等の事業費約500万円となっている。

斉藤(陽)委員

司書、学芸員、社会教育主事等、専門職員の配置状況を示せ。

図書館長

全職員16名中6名の司書を配置している。

博物館長

全職員8名中3名の学芸員を配置している。

青少年科学技術館長

全職員10名中4名の学芸員を配置している。

美術館・文学館副館長

美術館・文学館は同一の建物に併設されており、兼務している職員もいるが、嘱託・臨時職員も含めて合計で館長以下14名になっている。その内美術館の学芸員は2名であり、内1名は兼務である。文学館の学芸員は1名である。

生涯学習プラザ館長

館長(兼務)、事務長、嘱託職員として生涯学習推進アドバイザー、生涯学習推進員、管理指導員の計5名の配置となっている。

斉藤(陽)委員

学芸員はそれですべてか。

社会教育課長

社会教育課に歴史・考古学を専門とする学芸員が2名いる。

斉藤(陽)委員

最近出張講座として、施設が来客を待っているのではなく、出かけて行って講座を開くような活動が大事であると言われているが、小樽市の社教施設で出張講座のようなものを今年度で開催したところはあるか。

青少年科学技術館長

実施している。

社会教育課長

社教の学芸員が今年度は4回程度小学校に出かけ、出張講座として昔の話をしたり本を見てもらったりしている。

斉藤(陽)委員

市民のいろいろな形での社会教育ニーズに応えるための方法について提案したい。施設からニーズのあるところに出向き、講座を開く、あるいは出前展示を開催する等を検討してはどうか。保存や管理が難しいものはレプリカを活用しながら、出向いていく態勢を整える必要があると思うがどうか。

博物館長

出前講座は確かに必要かと思うが、館の体制等もあるので今後検討していきたい。

美術館・文学館副館長

美術館については、今年の初めに小学校の図工部会と中学校の美術部会に集まっている代表の先生と美術館とが共同で何かできないか話し合いをしており、来年1月末から2月初めにかけて美術館3階の市民ギャラリーを使って美術工作・絵画等の展覧会を開催することとなっている。出前講座については、美術館の作品は実際の作品を見てもらい感動してもらおうというのが学習の成果になると思うが、それらも踏まえた上で出前講座を実施できるかどうか今後の研究課題にしたい。文学館も同様の方向で検討したい。

斉藤(陽)委員

博物館は難しいとのニュアンスに聞こえたが、難しいのは人の部分か。予算の部分か。

博物館長

難しいと強く言ったつもりはないが、学芸員との調整もあるので、それらも含めて内部で検討したい。

斉藤(陽)委員

現在、生涯学習に関してボランティアリーダーの登録制度があるが、学芸員で登録している人はいるか。

生涯学習プラザ館長

登録者の条件として、豊富な経験や知識・技能を持ち、小樽市民の生涯学習活動に非常の指導に関心のある方で、年齢・学歴・資格は問わず、学芸員という指定はしていない。

斉藤(陽)委員

私も昨年までは民間に勤務しており、博物館学芸員の資格を有しているが、市内にも教員等、美術館・博物館に勤務していなくとも有資格者は多数いると思う。学芸員として専門で採用しなくとも、ボランティア的な学芸員というのも可能だと思う。そのような全市的な市民の力を活用し、社会教育ニーズに応えていくことが社会教育の中身の充実にもつながっていくと思うので、ぜひそのようなことも検討してほしいがどうか。

社会教育部長

特に博物館については、学校に出向いて行く講座は現在のところ実施していないが、年間を通し、例えば、他の施設めぐり、あるいは長橋苗穂公園で花や昆虫を観察するなど、いろいろな講座を開催しており、その中で市職員以外にも依頼している。今後ともできるだけそのような機会を増やしていければと思っているので、研究していきたい。

斉藤(陽)委員

商工課では、まちのみちしるべ保存事業として、しにせの店で昔からの道具を展示したり、観光客が店に入って話を聞けるようにするなどの事業に対して助成を行っている。小樽は特に明治以後の豊富な歴史的遺産があるので、これらをぜひ社会教育の要素として取り入れて活用し、商工課の取り組みとも連携をとって進めてほしいがどうか。

社会教育部長

社会教育部では、市内の文化に係わる遺産等の活用や保存を考え、近代化遺産や民俗文化の調査を続けているところである。また、地域によっては自分の地域の文化財ということでいろいろなものを調査しており、それらにつ

いても社会教育部として相談があれば、できるものは協力する態勢であるので、今後とも取り組んでいきたい。

横田委員

桜ヶ丘球場の駐車場について

あの場所は体育館・グラウンド・公会堂・市民会館・野球場・子供の国等多くの施設があり、車が輻輳している。もし桜ヶ丘球場の改修をするのであれば、ぜひ駐車場も併せて検討してほしい。

個人情報の保護について

情報化はメリットが多いが、反面、プライバシーや個人情報の保護等さまざまな問題もある。国は昭和63年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」を制定しており、本市においても平成2年に「小樽市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例」を制定している。例えば卒業式や成人式の案内、死亡記事が出る前に葬儀屋が来るなど、いろいろなところで個人情報が流れている。小樽市も住民登録や国保等さまざまな電算処理の中で情報を管理しているが、平成2年の条例制定から相当の年月が経っており、情報化が急速に進む中で現状の条例で対応できているのか。

総務部長

市の保有する個人情報の保護については平成2年に条例を制定しているが、一般事業者や法人等の情報を保護する条例はない。道内では札幌・函館・旭川・釧路・苫小牧等ですでに制定しているが、今後さらに情報化社会が進む中では、民間企業についても一定の歯止めをかける必要があると考えている。

横田委員

ぜひ民間情報も含めて保護してほしい。これまで市の情報が漏洩したことはあるか。

情報システム課長

一度もない。

横田委員

市の保有する情報の実施機関が条例で定義されているが、病院が入っていない。病院はがんやエイズなど人に知られたくない情報が多いと思うがどうか。

総務部長

病院は市長が設置者であるので実施機関に入っている。

横田委員

同条例の施行規則では個人情報管理責任者を定めることとなっており、病院は高等看護学院処務規則に規定する教務主幹を充てるとなっているが、病院そのものについては誰がなるのか。

総務部長

病院に限らずそれぞれの執行機関の課長職がなることになっており、病院では総務課長や医事課長等が管理責任者になる。

横田委員

個人職員が独自に自分のパソコンやワープロで作った個人情報の管理に関して、条例の第6条第4項では「職員が自己の職務の遂行のみを目的として単独で作成する個人情報ファイル」は届け出等の義務はないが、フロッピーのコピー等は簡単にできるので、私はこれが一番危ないと思うがどうか。

総務部長

昔の手書き文書も含めて公文書なので、むやみに公開にならないと認識している。

横田委員

悪意はなくとも例えば家に持ち帰ってデータを紛失することもありえる。文書でも同様であるが、比べものにな

らないくらいの情報量が入るので、それらも十分考慮して対応してほしい。また、公務員の場合は地公法や条例があるが、情報管理の委託業者等、部外者が情報に触れる機会もあると思う。例えば委託の場合、契約時に何か対応しているか。

情報システム課長

同条例第20条にも受託者の義務が謳われており、業務委託の契約書の中にも当該業務に従事している者及び従事していた者はこの契約の重要性を認識し、当該業務を受託することにより知り得た事項については、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはならない、また秘密の保持に対して適切な教育・指導・監督をしなければならないということを謳っている。

横田委員

市長は年1回同条例の運用状況を報告することとなっており、個人情報保護審議会の委員も定められている。委員はどのような人になり、どのようなことが報告されるのか。

情報システム課長

審議会の委員は、人権擁護委員2名、大学教授、弁護士、市民代表、報道機関、医療関係者の計7名である。また、年1回の報告は、個人情報ファイルの保有件数や目的外の届け出件数、外部提供の件数、電算処理の委託件数等についてである。

横田委員

平成2年の制定でありいろいろ不備な点も出てきていると思うので検討してほしい。

子供のしつけについて

女子高生が短いスカートやルーズソックスをはいて、化粧をしている、あるいは男子生徒は制服を着たままたばこを吸っているなど、尋常ではない状況が非常に目に付く。家庭での子供のしつけはもちろん一番重要であるが、学校や社会でのしつけもある。教育委員会として服装や非行等についてどのように考え、どのように取り組んでいるのか。

指導室長

基本的には各家庭で子供をしつけるのが大切だと思うが、学校教育においてもひとりひとりの児童・生徒に対して十分理解を深める中で対応してきている。服装や髪型など、各学校で年度当初に経営方針を立てて、生徒指導の基本方針を立てる中で生徒指導部会等を組織しながら対応している。学習指導と並んで生徒指導は非常に大切であるので、慎重に対応している。日常的には各学級担任や学年の先生が一人一人の様子を見て各家庭と綿密に連携をとりながら取り組んでいるが、教育委員会においても教師ひとりひとりの実践的な指導力の向上という点で教育講演会等を設けながら充実に努めているところである。

横田委員

すべてが学校の責任ではない。例えば昔は父親や先生は非常に厳しく怖かったと思うが、今は怒れない大人が増えている。街で煙草を吸っている子供達を注意できない大人が増えている。確かに体の大きな中学生2～3人が煙草を吸っていても、暴力に対抗するすべもない者にとって注意することは非常に勇気のいることである。怒れない父親がいる中で、何か家庭でできないしつけができないか。

指導室長

日常的に各学校で子供達の問題について真剣に取り組んでいるが、やはり家庭や地域社会との連携が必要であり、教育相談・家庭訪問、保護者会等で子供一人一人について情報交換をしながら努めている。また、PTAの組織等を利用して子育てについての話し合い等も行っており、文部省では今年度、家庭教育ノートを作成し、その中で、「家庭とは」「しつけと子供の非行」「家庭でのルール」等6項目について具体的に例を示しながら、家庭に考えてもらうようにしており、学校と家庭とが連携を深めながら根気強くやらなければならないと考えている。

教育長

難しい問題だと思う。高校生は教育委員会の指導の範囲を出ているが、中学校と高校の校長は定例的に会議を開きいろいろ情報交換をしている。ただ例えば家庭訪問で子供の部屋を見せてもらおうと、灰皿が置いてあり、親はせめて学校では吸わないようにと指導しているような実態もある。各校の例を聞くと、例えば見学旅行や遠足の時などにビデオで他の子供の服装や行動を撮り、ホームルームの時間に見せると、子供は非常識だと笑うが、自分のことにまでは思いは及ばない状況とのことである。11月上旬の教育懇話会で、小樽桜陽高校の女子生徒から、学校には服装や髪型等いろいろなきまりがあるが、それらの議論を深めることによって自立する気持ちも生まれるという発言があった。今後、機会があれば高校でも日常のきまりや家庭のしつけ等について子供達がどのように考えているかという論議をもう一度巻き起こしてほしいというお願いをしながら、市教委の責任を果たしていきたい。

横田委員

未来を担う子供達が正しく育つようにいろいろ考えてほしい。

委員長

質疑終結。

休憩 午後3時42分

再開 午後4時25分

委員長

これより一括討論に入る。

新谷委員

陳情第19号について、国民生活や経済の基盤である道路・河川等の社会資本の整備は欧米諸国と比べ非常に遅れている。例えば道路の舗装率では主要国は100%であるのに対し日本は74%である。3定では道路整備と財源確保等に関する意見書を全会派一致で可決しており、また河川については堤防建設を遅らせ、十分な災害対策が立てられないというのでは国民の命をも脅かすものである。公共事業は国民本位でなされるべきであり、同時にこれ以上の財政負担を地方自治体に押しつけるべきではない。国民本位の公共事業を行うために必要な執行体制、職員の確保は当然であり、それに反する政令・省令の策定はすべきでない。よって陳情第19号は願意妥当であり、採択を主張する。請願第7号については、学校適正配置に関しての父母の意見でも30人学級を求める声が非常に多く、文部省も30人学級を進める方向になっているので願意は妥当であり、採択を主張する。

委員長

討論を終結し、順次採決する。

まず、陳情第18号は採決の結果、賛成者がなく不採択と決定。

次に陳情第19号は採決の結果、賛成少数により不採択と決定。

次に請願第7号は採決の結果、賛成多数により継続審査と決定。

次に議案第6号、第7号、第9号、第10号、第27号は可決と、陳情第1号、第2号は継続審査と、いずれも全会一致で決定。

散会宣告。